

戸籍証明交付申請書 **郵送用** (戸籍等の証明書は本籍のある市区町村役場にご申請ください)

長 あて 申請年月日 年 月 日

必要な戸籍	本 籍	丁目	番地・番
	筆頭者の氏名		様

戸籍の最初に書かれている人。亡くなっても変わりません。

	謄本 (全部)	抄本 (一部) 必要な方のお名前	手数料	
証明書の種類	戸 籍	通 ( 様 )	1 通 450 円	
	除 籍	通 ( 様 )	1 通 750 円	
	改製原戸籍	通 ( 様 )	1 通 750 円	
	※戸籍の附票	通 ( 様 )	市区町村により異なることがあります。	
	※戸籍の附票に記載してほしいものに☑してください(戸籍の附票記載事項項目) <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録地 <input type="checkbox"/> 全て省略			
	身分証明書 (ご本人以外は委任状が必要です)			通 ( 様 )
その他 ( )		通 ( 様 )		

■請求理由 **お使いみちを必ずご記入ください**

- パスポート     戸籍届出 (婚姻・転籍・その他 )
- 公的年金 (どなた 様) の (種類: 国民・厚生・ 年金) の請求・停止
- 相続 (亡くなった方 様) 必要な記載内容がある場合は、下の「必要事項」の欄にお書きください。
- ※戸籍に名前が載っている方との関係性のわかる戸籍等が必要な場合があります。詳しくは裏面をご確認ください。
- その他 ( 具体的に記入ください )

■必要事項 (必要な記載内容がある場合は、詳細を以下にご記入ください)

( 様 ) の (出生・婚姻・ ) から (死亡・現在・ ) までの戸籍を 各 ( ) 通  
 ( 様 ) と ( 様 ) の (親子・兄弟姉妹・ ) 関係が載る戸籍を ( ) 通

■最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は下に内容をお書きください。

[ 月 日 市区町村に届出 ] 出生・死亡・婚姻・離婚・その他 ( )

※申請者の方の記名が必ず必要です。また、代理の方が申請される場合は委任状 (自署または押印) が必要です。

申請者	住 所	
	フリガナ 氏 名	屋間の連絡先電話番号 (必ず連絡の取れる番号をお書きください)
	明・大・昭・平 年 月 日生	( ) -
申請者と戸籍に名前が載っている方との関係 <b>本人・配偶者・親・子・孫</b> (上記以外の方は具体的な続柄を書いてください。本人・配偶者・直系以外の方は、上記請求理由を具体的にご記入ください)		

裏面の『郵送による戸籍証明のとりよせかた』をよくお読みの上ご申請ください。

# 郵送による戸籍証明のとりよせかた

下記の①～④のもの（⑤に該当する場合は⑤も含む）を同封して申請してください。

## ① 申請書

この用紙の裏が申請書になっています。

## ② 手数料

郵便局で扱っている『定額小為替（無記名のもの）』または『現金書留』でお送りください。

※切手は不可です。

## ③ 返信用封筒及び返信料

封筒に自宅の住所と氏名を記入し、返信用切手を貼ってください。ご自宅宛に郵送します。

※申請通数が多い場合は切手を多めに貼るか 10 円切手を数枚同封してください。

※速達を希望される方は速達料金分をプラスして貼ってください。

## ④ 現住所の載っている申請者の本人確認書類のコピー

運転免許証、個人番号カード(コピーは表面のみ)、住民基本台帳カード(写真有)、健康保険証 等現在の住所が載っている申請者の本人確認書類のコピーを同封してください。

※国内からの郵送申請の場合は、住所の記載がないためパスポートは除きます。

## ⑤ 戸籍に名前が載っている方と請求する方の関係性がわかる戸籍等

相続手続き等で戸籍に名前が載っていない方が請求する場合は、関係性がわかる戸籍等のコピーを同封してください。また、『請求理由』や『提出先』及び『申請する人と戸籍に名前が載っている方との関係』をできるだけ詳しく書いてください。

## 《ご注意》

- ◆申請してから受け取るまで 10 日から 2 週間前後かかります。期日がある場合にはお早めにご申請ください。
- ◆証明書はプライバシー保護の観点から、正当な請求理由がないと発行されません。理由によっては発行できないことや委任状の必要なことがあります。
- ◆本人から委任された代理人が申請をする場合は、必ず委任者が自署又は捺印した委任状（誰が誰に何を何通委任するか等詳しく記入したもの）が必要になります。
- ◆申請内容に不備があったり、手数料等が不足している場合は、申請書をお返しすることがありますので、申請書には昼間連絡のとれる電話番号を必ずお書きください。
- ◆偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。〔戸籍法・住民基本台帳法〕

**ご不明な点は、請求される本籍地のある市区町村役場に  
直接お問い合わせください。**

**本籍が中野区の場合の送付及びお問い合わせ先**

〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19

中野区役所 区民部 戸籍住民課 証明係

電話番号 03-3228-5506（戸籍住民課コールセンター）

<中野区ホームページ><http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>